

令和6年8月13日

～返還義務のない奨学金を更に手厚く！～ 港区給付型奨学金の給付対象と給付額を拡大します

港区では令和3年度から、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）に在学する方を対象に、区の実態に即した独自の給付型奨学金を支給しています。

学業に意欲を持ちながらも、経済的理由により修学が困難な方への支援を強化するため、アンケートで寄せられた制度利用者の声や、令和6年度の国の奨学金制度の改正を踏まえ、港区給付型奨学金の見直しを行います。

港区給付型奨学金 見直しの概要

（１）既存支援区分の給付上限額を拡大！

➡世帯年収 480 万円までの世帯に対する給付額を、国が行う非課税世帯への支援と同額（私立大学（自宅通学）の場合→約 116 万円（年額））まで拡大します。

（２）給付対象を拡大！

➡世帯構成・学部を問わず、給付対象を世帯年収約 750 万円まで拡大します。

（３）私立の理工農系学部に進学する給付奨学生の給付額を上乗せ！

➡文系との授業料の差額に着目し、給付額を上乗せします。（最大 23 万 4,000 円（年額））

※（１）～（３）の詳細は、別紙「港区奨学金制度見直しイメージ図」を参照

新制度適用日 令和6年4月1日

制度改正前に採用となった給付奨学生については、在籍する学部や経済状況等を確認し、令和6年4月1日に遡って差額を支給します。

令和6年8月19日（月曜）から、給付奨学金および
貸付奨学金の募集（在学生向け）を予定しています！
詳しくは19日（月曜）以降、港区ホームページをご確認ください。

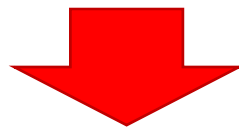
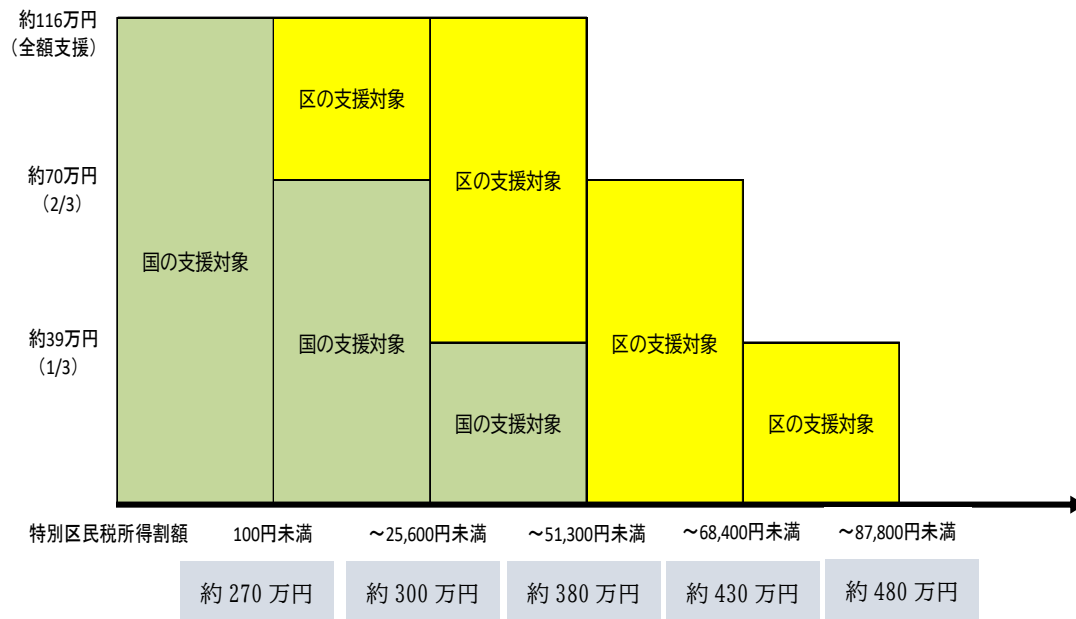
港区 HP はこちら



【別紙：港区奨学金制度見直しイメージ図】

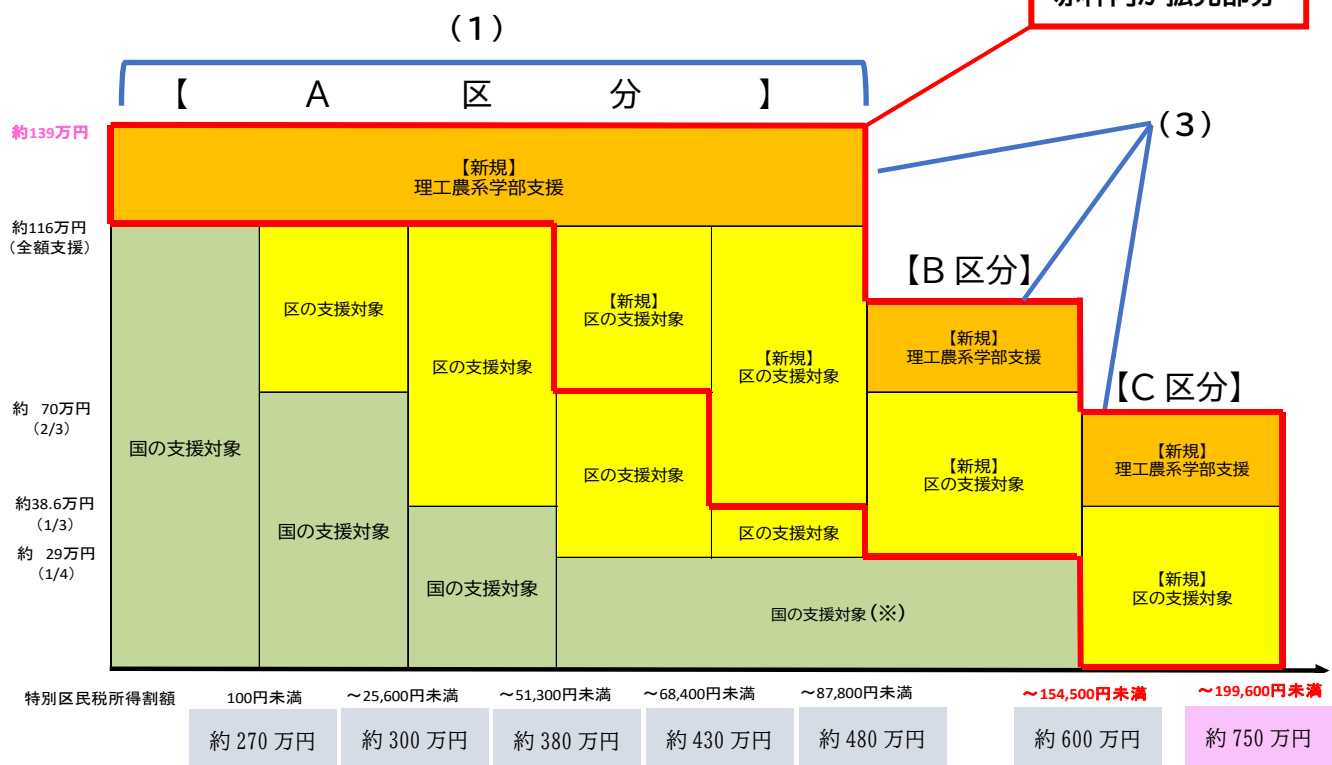
<令和5年度まで>

【私立大学（自宅通学）に在学の場合】



<令和6年度から>

【私立大学（自宅通学）に在学の場合】 + 【理工農系学部等に在学の場合】



(※) 国の支援対象（多子世帯・理工農系学部）外の場合は区から給付を行います。

(2)